

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。最初に、後期高齢者医療制度について伺います。

この制度が開始して、8月15日には3回目の保険料が年金から天引きされました。この制度は開始する前から手直しが行われ、開始後3カ月で国民の声に押されて政府与党は再度の手直しを余儀なくされました。9月1日には政府広報の「あしたのニッポン」という、こういうものですけれども、タブロイド判の4ページにわたってのこの広報が新聞折り込みされました。これを見ますと、「長寿制度が改善されました。」「長寿医療制度について、改めてご説明させてください。」と、このような内容です。

6月以降の宣伝費用として、新聞広告、政府広報の新聞折り込みだけで5億5,000万円。75歳以上の高齢者を差別する後期高齢者医療制度の言いわけ宣伝にこれまでに使った税金はわかっているだけで8億2,170万円以上です。このような政府が巨費を投じて宣伝を繰り返されなければならないこと自体が、国民の求める安心な医療と後期高齢者医療制度とがいかにかき離されているか示していると思います。

国民を75歳で差別し、別建ての健康保険への加入を強制することや保険料の天引き、保険料の2年ごとの見直し、診療にも差別を持ち込むなどの制度の根幹は変わっておりません。衆議院で継続審議となった野党4党が共同提案した廃止法案が臨時国会で再審議されます。現状では、6月12日に政府与党が示した見直しの中で制度が進んでおりますので、その軽減の見直し策に沿って、本市ではどのような実態になるのか4点について伺います。

10月から今年度と来年度の期限付ですが、年金収入が月14万円、年間168万円以下は、現在均等割7割減額を8.5割軽減に、年金収入が月17万5,000円、年間210万円以下は、現在の所得割が50%軽減になります。均等割・所得割の軽減策で対象者数とその割合、軽減額について伺います。

軽減の問題点として、世帯全体の収入で保険料を決める方法が改善されなかったために、世帯の合計額が同じであっても、夫婦間の所得の違いによって保険料にますます大きな開きが出てきております。このようなケースは何件あるのでしょうか。お伺いいたします。

高齢者の健康診断の充実についてですが、健康維持に対する施策、また、人間ドックへの補助は来年度も継続されるのか伺います。

社会保障費2,200億円の削減反対を国に申し入れることについて、これは、市長がどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

2番目に、介護保険制度の改善について伺います。

高齢化が進む中、介護保険の改善、介護保障の充実は、安心して老後を送りたいというすべての高齢者国民の願いです。しかし、現実には支払い能力を超えた費用負担、給付の抑制、また、事業所においては、相次ぐ報酬引き下げによる経営難、人材難、厳しさを増す介護労働など山積

し、介護保険制度はこのままでは破綻しかねない深刻な状況です。

国は介護報酬などについて見直すこと、そのために保険料の引き上げが必要との考えを示しています。介護報酬を現場の実態に見合った水準に引き上げることは当然のことですが、国の持ち出しを抑え、増税や物価高で苦しむ国民に転嫁することは承知できません。介護保険料が高い最大の原因は、国庫負担が少ないことです。本市としても介護保険料を抑えるために可能な努力が求められます。市民の暮らしもぎりぎりのところに来ております。来年4月からの「3年ごとの見直し」を控え、計画中だと思います。そこで3点について伺います。

1点目として、介護保険料です。

現在、基金が4億2,000万円あります。2007年度決算で基金への積み立てが約1億1,000万円、合わせて5億3,000万円にもなります。その基金を取り崩して保険料の値上げを抑える、できれば引き下げる検討を行っているのかどうか、基金への考え方と保険料について伺いいたします。

2点目として、2007年12月20日付の厚労省の通達について伺います。

この通達は、家族との同居を理由に一律に生活援助サービスを禁止しないよう求めたものです。この趣旨は、全文は省略しますが、「同様のやむを得ない事情とは、障害・疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものである。したがって、市町村においては同居家族等の有無のみを判断基準として一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい」とあります。この趣旨をしっかりと受けとめて、事業者に対して指導・援助されておられますか。私がケアプランをつくる上で相談を受けたご家族の方は、ケアプランに必要なサービスを加えてほしくても同居家族がいるから認めてもらえなかったと、大変困ってありました。どのような方法で事業者に周知されているのか伺います。

3点目として、国は2006年の医療制度改定に基づき、療養病床を2011年度末までに38万床から15万床に減らす方針、内訳は医療型25万床を15万床、介護型13万床がなしと、ゼロですね、を打ち出しました。本市の現状、3年後の2011年度末での療養病床についてどう変わるのか伺います。

2006年の診療報酬改定によって、医療の必要度が低いとされた患者が療養病床に入院した際の診療報酬が大幅に引き下げられ、これが引き金となって療養病床への入院を断念せざるを得ない事態や、療養病床での入院ができなくなり、介護施設の入所を希望したときの特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設に容易に入れる状況にあるのかどうか、実態を掌握されておるのかどうか伺います。

自宅療養の場合、家族に経済面でも精神面でも耐えがたい負担を及ぼす場合も生じます。市民への影響、現状をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

3番目に、地球温暖化対策について伺います。

日本における温室効果ガス排出量は、2006年時点で1990年比6.2%増加するなど、増加傾向に歯どめがかけられず、主要な議題とされた洞爺湖サミットでは中期目標も立てられませんでした。政府はことし京都議定書目標達成計画と地球温暖化対策推進法の見直しを行いました

が、産業界や国民の自主的な対策・行動に頼った実行性に乏しい内容にとどまっているのが現状です。方針の転換，温暖化対策を抜本的に強化することが強く求められていると思います。

このような中，国民の中で地球温暖化問題への関心が高まり，自分たちの生活を見直し，環境に優しいライフスタイルに転換することによって，現在の地球と将来の子供たちに対する責任を果たそうという声と取り組みが広がっております。また，地域や自治体レベルの温暖化に対しても注目が集まっております。自治体も取り組みの推進において役割を果たすことが強く求められるようになってきております。

本市では環境基本条例の見直し，今年度，地球温暖化防止地域推進計画が策定されます。私は，地球温暖化について行政が一刻の猶予も許さない課題だという認識に立って，緊迫感・切迫感を持って温暖化防止の推進に取り組んでほしいとの思いで何点かお伺いをさせていただきます。

まず，1点目として，地球温暖化問題をどう考えているのか。

2点目としては，全庁的な取り組みの問題です。これまでに照明や冷暖房の控えめな使用，マイバッグ運動や緑のカーテンなど，普及啓発に取り組んでおりますが，政策を立てる上でも温暖化対策は関連する分野が多岐にわたるため，環境の部署だけでなく，他の部署との連携が不可欠です。自治体全体での温暖化対策の重要性に対する共通認識が，政策の優先順位が高くないと難しいと思います。地域推進計画の進捗状況，策定に必要な実態把握の状況や策定の考え方についてもお聞きいたします。そして，改めて中長期の目標，市の責務，分野ごとの年次計画，財源の裏づけなどを明確にすることなどを提案したいと思いますが，ご所見をお伺いいたします。

3点目として，自然エネルギーの活用についてです。

風力・太陽光・バイオマスといった自然エネルギーですが，小規模で分散型の取り組みが可能なため，地域や自治体レベルでの重要な温暖化対策となっております。本市では里美地区で風力発電・水力発電が威力を発揮しております。

この7月，文教民生委員会の所管事務調査で，長野県飯田市を視察しました。そこでは，公共施設への積極的な導入，住宅用太陽電池パネルへの設置補助などを行っています。私は，早いうちからこのような問題を提案してまいりましたけれども，太陽光発電・小型風力発電，家庭用ですが，それらへの補助，公共施設への積極的な活用など，ぜひ検討してほしいと思いますがご所見を伺います。

4点目として，温室効果ガスの削減についてですが，現在分別されていないプラスチックごみの分別収集をしてリサイクル率を向上させる，生ごみの堆肥化を図るなど，こうした対策についても取り組みを行ってほしいと思いますが，ご見解をお伺いいたします。

5点目として，省エネルギーへの取り組みとして，平成20年度からの環境家計簿の作成・配布は，家庭での重要な手段ですが，配布するだけでなく，自治体には促進の工夫や仕組みづくりを行ってほしいと思います。

本市はAED設置することを条件として，自動販売機，ヒートポンプ式の省エネタイプもあるそうですが，この新設を行っております。2台で通常の1世帯分のエネルギーを消費する自動販売機を増やすことは，温暖化対策に逆行していると思います。どこまで自動販売機の新設を行う

のか。現在、公共施設に設置されている46台のうち、指定管理者3台も含めて7台が自販機設置の関係と聞いておりますが、今後の考え方について、また、それに関連して、今後のAED設置計画について伺います。

4番目に、食の安全と農業問題についてお伺いいたします。

中国のギョーザ問題や農薬やカビに汚染された輸入事故米が食用に転売された問題など、食の安全が脅かされ、国産の安全な食材を確保したいという要求や、輸入に頼らず食料自給率を上げないと解決しないと考える国民が増えております。

日本共産党はことし3月農業再生プランを発表いたしました。食料自給率39%という世界でも異常な水準まで低下するなど、日本の食料・農業は非常に深刻な危機に直面している事態であることを指摘して、食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換を求め、4つの提起を行ったわけです。

その4つの提起を申し上げますと、1つは、持続可能な農業経営の実現を目指し、価格保障・所得補償制度を抜本的に充実する。2つ、家族経営を維持するとともに、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全する。3つ、関税など、国境措置を維持強化し、食料資源を保障する貿易ルールを追求する。4つ、農業者と消費者の協働を広げて、食の安全と地域農業の再生を目指す。以上の4つの提起ですが、これは農協や関係団体からもそのとおりだと受け入れられております。当市はおいしい米の産地ですが、こんな低価格では米づくりは続けられない。安全な国産品が欲しいのに輸入品ばかり、生産者も消費者も日本の食料と農業について大変不安を抱いております。

そこで伺いますが、減反政策の見直し、自給率向上について、本市はどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

2005年農林業センサスでは、遊休農地が全体で691ヘクタールとなっております。この遊休農地の解消策と活用の施策については、それぞれの地区で常陸秋そばなどの作付などを行っておりますが、今後の考え方について伺います。

遊休荒廃地の活用、自給率の向上、そして地産地消の推進のため、長野県長野市の実践例ですが、市内で生産して市内に出荷した小麦・大豆・そばについて、奨励金制度をつくってそれぞれ1キログラム当たり50円とか170円とか交付しております。そして、この制度が中小農家を応援し、遊休荒廃地の防止、地産地消の促進に有効な働きをしているということです。奨励金制度をつくることについてご見解を伺います。

2回目の質問で市長に伺おうと思っていたのですが、時間の都合上、1回目の質問でお伺いたしたいと思っております。

今、農業の問題についてさまざま述べさせていただきましたが、市長は国の農業政策についてどのようにお考えか、常陸太田市の農業の現状と役割をどのように見ておられるのかお伺いをいたします。

5番目に、学校統廃合問題について伺います。

県教育委員会は、「公立小中学校の適正規模について」という指針を各市町村教育長に示しました。「指針」では、「小学校では12クラス以上、中学校では9クラス以上」とし、県内の小学校

では6割、中学校では3割がこの基準を下回ると言われております。本市では、この指針で、例えば中学校では8校のうち4校が統合の検討対象となるわけです。昨年度、小学校2校が統合されましたが、画一的にクラスの数で線引きすべきではないと思います。県教委の指針に対する考え方についてご所見を伺います。

1973年の文部省通達「公立小中学校の統廃合について」は、「学校の規模を重視する余り、無理な統廃合を行うことは避ける。」「小規模学校には教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で、小規模校として教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお、小規模校として充実するほうが好ましいという場合もある。」ということなどを示しております。この当時の文部省ですけれども、この通達の受けとめ方について伺います。

学校統廃合を考える場合、子供の教育への影響や地域の核としての役割、住民の合意が欠かれないという基準でよく話し合っただけで決めるべきだと思います。統廃合によって通学が困難になる、事故・犯罪の危険、教育上きめ細やかな指導が困難、非行やいじめへの対応も困難になるなどのデメリットが挙げられております。

「適正規模」はもっと小さいサイズというのが世界の流れて、ヨーロッパでは1学校100人が主流です。日本は多過ぎます。地域の中で育ち、学校では子供に目が行き届いて子供と先生が温かい人間関係がつかれます。県教委の言う「適正規模」以下だから問題があるということは一切ないと思います。

また、学校は地域にとって独自の役割があります。運動会やお祭り、防災など、地域の核としての役割があり、学校がなくなると地域のコミュニティの崩壊につながりかねません。

このように、学校統廃合問題は、子供への物理的・教育的影響や、地域の子育て、地域の存続にかかわるだけに、徹底した住民合意が欠かれないと思います。学校統廃合を考える上で、教育長のご見解、お伺いいたします。

6番目に、消防の広域化の問題について伺います。

2006年、国が消防組織法を改定し、消防の広域化が進められております。茨城県でもことし3月、茨城県消防広域化推進計画が作成され、4年後2012年末までに消防広域化を実現するというスケジュールが示されました。県内を5ブロックにし、現在26ある消防本部を5消防本部に管轄人口を30万以上に広域化するとしております。常陸太田市の場合、日立市・高萩市・北茨城市・常陸大宮市・大子町の5市1町の40万人規模になります。安全面からいっても大変ひどい国の押しつけです。

広域化推進計画では、広域化により期待される効果として、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化が図られると、メリットばかりが強調されておりますが、果たしてそうでしょうか。消防職員数の充足率は、県平均で62%、常陸太田市では48%で、消防体制は満たされていない現状を放置したままの広域化は問題です。

国の広域化基本方針では、「広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない」と言っておりますが、私は、低下する危険が大いにあると危惧しております。一刻を争う火事や災害の場合、常備消防とともに、住民自身がみずからの問題として対応に当たるため

にも、市町村単位の自治体消防が今までどおり基本です。

ところが広域化した場合、住民の声が的確に反映し、必要なチェックが働くのか、消防本部が地元になくなった場合、それぞれの地域の固有の問題に対して、機動的・有効的に対応できるのかなどが問題になってくると思います。消防組織や住民組織などの中で、十分な議論・検討が必要ではないかと思えます。

本市の消防広域化に対する考え、また、県の推進計画が時実施された場合の、本市への影響について、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

愛知県の消防幹部はこのように言っております。「広域化でどうなるかは消防職員にさえきちんと知らされていない。」、当市ではどうなのでしょう。「合併先にありきではなく、国の基準さえ下回っている地域の消防力をどうするのか、住民の目線できちんと検討すべきだ。」と話しております。全くそのとおりだと思います。

私は消防の広域化が出されたときに一般質問を一度行ってありますが、5市1町の県北ブロックでどのような話し合いを持たれているのか、どのような問題が出されておられるのかお伺いをいたします。「このような大規模な広域化は認められない、国・県の言いなりにはならない。」この声を上げていくべきではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

最後に、水道の基本料金に対する高齢者世帯への対応について伺います。

現在、当市の水道基本料金は、常陸太田地区の場合、口径13ミリメートル、8立方メートルまで950円、口径20ミリメートルでは1,350円。金砂郷地区の場合、まだ統一されておられませんから、口径13ミリメートル、8立方メートルまで1,700円、口径20ミリメートルでは2,000円という料金体系になっております。口径13ミリメートル、20ミリメートルが圧倒的に多いので、この2つを取り上げて高齢者世帯への対応について伺います。

単独世帯が約3,000世帯で、給水戸数の約18%を占めております。高齢者ひとり暮らし、二人暮らしの世帯では、基本水量上限8立方メートルまで達していないのではないかと。いわゆる空料金を払っている世帯が相当あるのではないかと。今、多くの高齢者は諸物価の上昇や医療費などで生活が大変な中、節水のため、ふろに入る回数を減らす節水を意識し、ふろの水を洗濯に回したり園芸に回したりするなど、節水の努力を日々行っております。また、入退院を繰り返すなどもあると思えます。

現在、それぞれの口径で利用されている平均数量はどれくらいなのかお伺いをいたします。また、答弁できればですが、現在、基本水量までいかない件数がどれくらいあるのかお答えいただければお願いいたします。

総務省は、「公営企業の目的は、あくまで住民福祉の向上である。水道事業は市町村が経営している独占企業とも言える。極端に言えば、料金はどうにでもなる。利益は当然求めてもよいが、競争相手がいないので経営努力が求められる。料金を余り高くすると住民福祉の向上との矛盾が起きるといふことになりかねない」と述べております。一般財源からの繰り入れなどを行って、65歳以上にするか70歳以上にするか基準をつくって、高齢者世帯への基本料金の引き下げ、あるいは料金体系を逡増方式にするなど、高齢者世帯への対応を図ることを検討すべきではない

かと要望いたしますがご所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） まず最初に，社会保障費2,200億円削減問題に関する所見はいかがかというお尋ねがございました。経済財政改革の基本方針，いわゆる骨太方針の中で示されております社会保障費を毎年2,200億円ずつ削減するという考え方につきましては，政府与党内におきましてもさまざまな意見が今出ているわけでございます。さらに医療関係者，あるいは健康保険組合，さらには厚生労働省などからも国の財政の窮状を考えると歳出削減の努力を継続する必要はあるけれども，社会保障費の一律な削減を続けていくことはもはや限界と言わざるを得ないというような声は今強く上がっているところでございます。

社会保障費の削減などに伴いまして，医師・看護師不足や診療科，病床の閉鎖などが起きている現状などをかんがみますと，今後は地域の医療や福祉を守るための財源の確保が重要な課題でございまして，そうした意味におきまして関係市町村が連携を図りながら，県や市町村会などの地方6団体と通じまして，国に対し財源確保の働きかけを行っていく必要があると考えているところでございます。

次に，農業問題に関しまして，市の農業の現状と役割ということでのお尋ねがございました。当市の農業産出額を平成17年度と18年度を比較いたしますと，18年度は前年に比較しまして総額で6億円の減となっているところでございます。中でも米につきましては約3億6,000万円の減となっております。その理由といたしましては，収穫量も減少にはなっておりますが，大きな原因と考えられるのは，年々下がり続ける米の価格が原因であるというふうにも考えられるところでございます。このような状況に加えまして，農業従事者の減少，あるいは高齢化，肥料・原油の高騰等による農業経営の現状は大変厳しい状況にあると考えております。農業の施策を考えた場合におきまして，従来からの品目横断的経営対策，あるいは農地流動化の促進など，大規模な農家への支援に加えまして，今後につきましては，農家総数の約86%を占める小規模農家への支援が必要になってくるものと考えております。

現在取り組んでおります中山間地域等直接支払制度，あるいは農業ができなくなった高齢化した農家を助けるための委託組織等の育成等の推進を図ることも今大変重要な課題でございます。さらには，農村の環境保全に着目いたしまして，減農薬農業等の施策を推進していく必要があるものと考えておるところでございます。

これらの施策とあわせまして，市独自の施策として，農家の生産意欲を向上させる目的からも，あるいは食料自給率の向上を目指す観点からも地産地消を進めることも重要であると考えておきまして，推進協議会を柱に据え，いろいろな事業を実施することにした次第でございます。また，少しでも有利な販売ができるようにという考えもございまして，地場産物のブランド化を強く進める手段の1つとして，総務省の地域力創造アドバイザー事業を取り入れた次第でございます。今後もこれらの施策を推進するとともに，圃場整備等を実施し，地域で農業を持続可能とするた

めの生産体制の整備を図り、市として総合的な農政を推進してまいりたいと考えております。

なお、議員もお尋ねの中に、国の農業政策についてどう思うかというお話がございました。ご案内のとおり、これまで日本の農業におきましては、農業基本法においてそれぞれの農家への、言葉は悪いんですがばらまきの補助政策ということが長く続けられてまいりました。それは生産基盤を強化するとかそういう目的ではなしに、それぞれの農家への現金支給みたいな形でその補助政策が続けられてきた。その結果としてたゞいま現在問題になりますのは、それぞれの生産基盤の強化、体質の強化ということが図られてこなかったことが一番大きな問題点だろうというふうに思います。

加えまして、昨今、米の問題等でも出ておりますように、汚染米が出回るとかというような状況にもなっておりますが、水田農業を多く抱える当市といたしましては、W T Oによる米の輸入の縛りがありますけれども、これらについて政府としては何としても米の輸入高を抑えて、もっと生産調整を緩やかな方向にすべきじゃないかというふうに考えておるところであります。

加えまして、今、米の生産調整については、従前は30アール以上を生産をしていた農家に対して生産調整の施策が求められてきた。今はすべての農家に対して生産調整の割り当てがきている。そう考えましたときに、仮に、例えば10アールほどつづいている農家にとっては、そこで収穫できる米というのは、1年間の家族の消費用としてつくられている現実だと思います。その中で生産調整35%前後をしようとしたときに、果たして規模の小さい農家が協力してくれるでしょうか。米を買って食べると農家に言っているのと等しいところがあると思います。したがって、今、私は農政課に対しまして、生産調整が100%には当市はいておりません。その中で、生産規模に応じた協力ぐあいをデータできちっと示してくれと、そのことによってもっと県なり国への訴えをしていく必要があると、そういうふうにも考えているところあります。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長(綿引優君) 後期高齢者医療制度についての4点のご質問にお答えいたします。

最初に、7割軽減から8.5割軽減に拡大することに伴う対象者数とその割合についてであります。本年6月に政府が取りまとめた高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についての中で、新たな保険料の軽減対策が示されましたが、それに基づき、8月6日に茨城県後期高齢者医療広域連合議会において保険料の改正案が議決され、8月19日に該当者に対し変更通知等を差し上げたところでございます。その中で、ご質問の均等割額が7割から8.5割に軽減された方につきましては3,162人で、被保険者総数の33.8%でございます。軽減額は1,833万9,600円で、特別徴収・普通徴収に合わせた保険料調定額の4.89%でございます。

次に、年金収入211万円以下の所得割を50%程度軽減することに伴う対象者数とその割合、軽減額とのその割合についてであります。所得割合が50%に軽減された方は786人で、被保険者総数の8.4%でございます。軽減額につきましては918万8,088円で、保険料調定総額の2.4%でございます。

3点目は、保険料の賦課や軽減判定などが個人単位で行われることに伴う負担増の問題点についてであります。後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりにお納めいただきますよう軽減判定なども含めまして個人単位に決定されることになっておりますので、世帯全体としては収入が同程度あるにもかかわらず、個人の収入の状況によっては軽減措置がかかる、かからないなどにより、保険料に差が生じるというケースが現実には発生しております。夫婦二人世帯でともに後期高齢者医療の被保険者で、250万円の年金収入がある場合を例にしますと、それぞれ125万円ずつの年金収入がある場合は、それぞれに7割軽減が該当することになり、保険料は年額2万2,400円となりますが、すべてが世帯主である夫の年金収入である場合は軽減措置が該当しないため、保険料は年額14万8,500円ということになります。

4点目は、高齢者の方々の保持増進に向けた健康診査についてであります。議員ご承知のとおり、今年度から健康診査についての考え方が、老人保健法に基づく基本健康診査から高齢者医療各法に基づく特定健康診査40歳から74歳、健康診査75歳以上に大きく変わりました。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入し、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧などの生活習慣病の予防に重点をおいた健診を行うとともに、生活習慣改善の動機づけ、保健指導を各医療保険被保険者、国保・社保・健保組合・後期高齢者医療などが行われなければならないというもので、健診項目や受診方法なども変わりましたが、後期高齢者の被保険者の皆様には、健康診査につきましては、今回施設入所者などを除いて全員に問診票等をお送りし、無料で受診いただいているところでございます。制度の基本的な考え方もございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、平成19年度から市の独自事業として始めました75歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者の方々に対する脳ドック・人間ドックの健診料の助成事業につきましては、継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(高木将君) 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長(深澤菊一君) 介護保険制度の改善についてのご質問にお答えいたします。

第4期介護保険事業計画におきまして、基金を活用し保険料の値上げを行わないこととのご質問でございますが、現在、第4期事業計画につきまして、平成21年度から23年度までの給付費の見込み料推計の作業中であることから、保険料についてもまだ決まらない状況となっております。なお、第4期事業計画における保険料につきましては、基金を活用し抑制を図っていきたいと考えております。

次に、同居家族等がいる場合に、訪問介護サービス等の生活援助について一律に使えないことから、サービスが受けられなく給付が制限されるのではないかと。また、厚生労働省からの通知で、生活援助について、同居家族等がいることのみを判断基準にして一律に機械的に保険給付費の支給可否について決定することがないように示されているため、通知の内容を徹底してほしいとのご質問でございますが、市といたしましては、厚生労働省の通知に基づき、同居家族等がいるこ

とのみを判断基準に一律に行うものではなく、利用者の状況に応じて判断するよう、定期的に関催している介護支援専門委員連絡協議会の場において説明しているところでございます。

また、これらの判断が困難な場合には、市担当へ相談するよう指導しているところでございます。今後さらに介護支援専門委員連絡協議会などの機会におきまして、制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、療養病床再編についてのご質問でございますが、市内における現在の療養病床数につきましては、療養病床数は149床、介護療養病床は46床となっており、県で行った市内医療機関への療養病床転換への意向調査によりますと、医療療養病床数は154床なり、平成24年度にはそのまま移行できるものと考えております。

また、介護療養病床46床につきましても医療療養病床へ転換する予定となっております。また、現状についての考え方についてでございますが、高齢者等につきまして、施設等の施設入所者も含め、適切なサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の地球温暖化対策についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地球温暖化問題をどのように考えているかとの質問でございますが、地球温暖化については、異常気象による世界各地での災害発生のほか、最近のゲリラ豪雨は地球温暖化の影響であると指摘されており、非常に深刻なものと認識をしております。このため7月の市広報で、「みんなで止めよう地球温暖化」の特集を組み、市民の方々に協力をお願いをしたところでございます。

2点目の市役所全庁的な取り組みでございますが、法に基づいて市役所内の実行計画を策定するよう求められております。市役所全体で発生するCO<sub>2</sub>は、平成19年度9,854トンになっており、検討委員会の中では5年後にこれを6%減、591トンを削減することで協議を進めております。しかし、市役所全体のエネルギー消費は、事業系これは市の清掃、上下水道、あるいはパーティホールという事業系でございますけれども80%を占めております。また、残り20%が庁舎や学校など事務系となっております。この事業系80%につきましては、市民生活に直接結びつくという分野でございますので、全体的な6%の削減というのは非常に厳しいというように認識をしているところであります。

現在までの取り組みについては、昨日も答弁をしましたが、これ以上の取り組みについて職員全体で共有したいということで、現在、全職員を対象に今以上の取り組みの対象アンケートを実施しているところであり、今後とも市が率先をしましてCO<sub>2</sub>削減に取り組み、関係団体などと協力をしながら、また、現在地域推進計画を策定しておりますので、その目標達成に向けて引き続き努力をしてみたいと思っております。

環境家計簿の配布につきましては、年度内配布に向け準備をしておりますけれども、議員発言

のように当然有効利用が図られますよう、その活用方法については検討をしてみたいと考えております。

3点目の、計画を作成するに当たっての各分野での長期及び年次計画と財源の裏づけという質問でございますが、現在、環境基本計画策定委員会として10名の方に委員を委嘱しまして検討をお願いしているところであります。検討の内容につきましては、地球温暖化対策推進法20条に基づき、常陸太田市の地域推進計画として常陸太田市内の活動に関するものとなっております。この中で、特に市町村の役割としまして、地域の自然条件を分析し、主に地域住民への教育普及啓発、民間団体への活動支援など、より地域に密着した地域の特性に応じて最も効果的な施策を国・県と連携して推進することとなっております。市としましては、この指針に基づき策定委員会をお願いしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の自然エネルギーの活用についてでございますけれども、昨日及び本日の一般質問でお答えをしておりますけれども、環境基本計画策定委員会の中でエネルギーの問題が重要であるという認識で一致しておりまして、さまざまなエネルギー方式を検討しているところであります。地球温暖化防止地域推進計画書の中でその方向性は示してまいりたいと考えております。

5点目の飲料自動販売機の設置に伴いAED寄附があった件でございますけれども、公共施設等に飲料自動販売機の設置につきましては、人の集まる場所で消費者のニーズを把握した上、地球温暖化対策と経済活動のバランスを見きわめ、導入すべきものと思っております。今回、飲料自動販売機を導入する際に、業者選定の審査項目にAED設置に対する協力度等、セールスポイントに値するものとして、温暖化対策と省エネ対策を入れての審査で業者を決定し、AED導入に至ったものであります。現在の法的な面から見ますと、コーヒーなど紙コップ対応型の販売機につきましては、食品衛生法で営業許可を取得し設置しておりますが、ペットボトルまたは缶類の販売機につきましては何ら制限がないのが実情であります。しかし、この販売機のエネルギー消費量は、家庭1世帯分にも相当すると言われておりますので、市としましては、業者に対し技術革新などを含め地球温暖化防止活動の働きをすることが行政の役割であろうと認識をしているところでございます。

AEDを設置するために自動販売機を設置していくという考えは特に持ってありません。しかし、今後においてもほかの業界からAEDの寄附等の申し出があれば受けていきたいと考えております。

6点目のプラスチックごみの分別、生ごみの堆肥化についてですが、まず、プラスチックごみの分別収集及びリサイクルについては、平成19年度の状況を申し上げますと、清掃センターに搬入された1年間のごみの総量は1万6,867トンあり、そのうち可燃性のごみは1万5,354トンであります。また、可燃性ごみのうち、石油を原料とするプラスチックごみは3,169トンあり、そのうちリサイクルをしているのはペットボトル74トン、トレイ34トン、合わせて108トンであり、残りのプラスチックごみについては焼却処分をしております。この焼却分をリサイクルするためには、収集についても現在の15分別からさらに増やさなければなりませんので、市民にこれ以上の負担を強いることになり、非常に難しい状況にあると思っております。当面は

15分別を徹底し、リサイクルの向上を図ってまいります。

続いて生ごみの質問でございますけれども、平成19年度清掃センターに搬入された1年間の可燃物のごみは、1万3,354トンあり、そのうちの13%が野菜くず、食べ残しなどの厨芥となっておりますが、ごみ処理の方法につきましては当面15分別を徹底し、リサイクルの向上を図ると同時に、各家庭での生ごみの堆肥化に重点をおいて推進をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 食の安全と農業問題についてお答えいたします。

まず、1点目の生産調整につきましては、国において米政策計画大綱を定め、水田農業経営の安定・発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るなどの施策により、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指しているところでございます。このような状況におきまして、本市の生産調整達成率は79%となっており、農業者及び農業者団体などで構成する常陸太田地域水田農業推進協議会において、地域水田農業の改革の基本的な方向を定める常陸太田地域水田農業ビジョンを策定し、達成率の向上に向け、作物振興及び水田利用の将来方向に係る各種施策を展開しているところであります。

次に、2点目の食料自給率向上策についてであります。国において「食料・農業・農村基本計画」を平成17年3月に策定し、自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項等を定め、自給率を40%から平成27年度までにおける目標を45%としているところでございます。本市における自給率向上の方策といたしましては、地産地消推進計画において、学校給食での地場産物利用拡大が重要としておりますので、平成19年度において利用率が100%となっている米・しょうゆ・納豆・豆腐などについては現状の維持に努めるとともに、青果物の利用については24.5%となっているため、これを20年度には30%強に引き上げることを目標に、生産者と学校給食関係者と協議を進め、具体的施策の検討を行っております。

3点目の遊休農地の現状につきましては、国における農業経営基盤強化促進法において、利用の増進に関する措置を定める遊休農地の解消を図っているところでありますが、平成17年度において全国で38.6万ヘクタールが遊休農地となっている状況であります。本市における遊休農地の面積としましては691ヘクタールとなっており、農業経営基盤の強化の促進に関する構想を策定し、解消に向け各種施策を推進しているところでございます。

遊休農地の防止と解消について申し上げますと、防止策といたしましては、集落単位の組織が共同による管理作業で不作付地を防止し、農地の有効活用を図る中山間地域等直接支払制度の推進であり、今年度は43集落、1団体で253ヘクタールに取り組んでいる状況であります。

解消策といたしまして、農業関係団体で構成される県北地域遊休農地解消プロジェクトチームを組織し、県農林振興公社が事業主体となり、水府地区の遊休農地を耕起し、常陸秋そばを9.9ヘクタール作付をして遊休農地の解消を図っているところであります。その他の遊休農地の有効

利用としまして、太田地区においては大門・河内地区で、それぞれ活性化推進会議により、常陸秋そば・青大豆栽培などの農業体験が行われております。また、谷河原地区においては60区画の市民農園を設置しているところでございます。

金砂郷地区においては、放牧部会による放牧、オーナー制によるそば栽培体験が行われており、有限会社みずほ農援による遊休農地へのそばの作付も行われているところであります。

水府・里美地区におきましては、有限会社水府愛農会及び美しい里づくり委員会によるそばの作付が行われております。

次に、遊休農地防止における基本的な推進計画としましては、農業委員会が実施する農地流動化推進事業と連携を図りまして、地域の担い手への農地の利用集積や定年帰農者の利用促進を図ることとしており、利用権設定条件につきましては、本年8月末日現在の総計で3,394筆、面積488.4ヘクタールとなっております。

なお、遊休農地の現状を把握するため、現在、農業委員会との連携により農地の全筆調査による耕作放棄地全体調査を実施しており、今後その調査に基づき計画を策定し、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

地産地消の取り組みといたしましては、常陸太田市地産地消推進協議会を設立し、地産地消推進計画に基づいた事業を実施しております。その1つ目としましては、生産者と消費者の顔の見える関係づくりと食文化の伝承と創造を目的とした朝市の開催、学校給食における地場産物を利用したメニューづくり及び食材を供給する生産組織の育成。2つ目としましては、消費者に喜ばれる産地づくりを目的とし、地域力創造アドバイザー事業の活用による地場産物を利用した加工品づくり。3つ目としては、地産地消の輪を広げる情報発信を目的とした地産地消推進店応援隊の登録。4つ目としましては、都市と農村と交流促進を目的とした中野区及び港区との交流を実施しているところでございます。また、地域力創造アドバイザー事業を活用した地場産物のブランド化に関する事業等も実施しているところでございます。

今後も、県普及センターや農協など、関係団体などと連携を図りまして、地産地消推進計画を推進し、農業が直面する課題等の解決の基礎づくりを推進してまいります。

次に、議員ご提案の遊休農地を耕作する方への補助金についてであります。現在、国・県補助及び市の補助制度においては、制度化されていないものであります。この制度提案の趣旨につきましてはよく理解するところではありますけれども、実施においては、総補助額の把握、財源措置の把握及び対象とする耕作地の設定等の問題も考えられますので、制度創設については、事業のあり方を見きわめるとともに、補助制度のあり方としての公益性・効果性・公正性・公平性・透明性・適正性などの検討を行い、協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校統廃合問題についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の本年4月に県教育委員会が提示した公立小中学校の適正規模について、指針の考え方

についてでございますが、本市はこの指針を参考としつつも、児童生徒数の急激な減少や今後の見込み、地域の広さや地形、歴史的なつながりによる生活圏を踏まえ、本市の実情に合った統廃合の推進を図っていく考えでございます。

小学校の適正規模につきましては、児童が学校生活で集団で学ぶことや仲間づくりができるよう1学級20から30人程度を適正規模とし、複式学級は避ける方向で計画的に統廃合を推進し、基本的には複式学級が2学級になる前に解消措置を講ずる考えであります。

中学校につきましては、生徒が多様な人間関係を通して自主性や社会性を培うことができるよう配慮し、単学級の増加や全校生徒数が2けたになるなど小規模校化が進み、学校運営や部活動等に影響が出る前に統廃合を進めてまいります。

次に、2点目の昭和48年の文部省管理局長通達、公立小中学校の統合についてでございますが、この通達にある小規模校には、教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で教育上の利点があることにつきましては十分承知をしております。しかしながら、本市の場合は学校規模が余りにも小さくなり過ぎて、児童生徒への教育や学校生活に影響が懸念されることから統廃合を推進していくものであり、学校の持つ地域的等も十分考慮して、保護者や地域住民の理解を得て推進する考えであります。

3点目の統廃合の進め方につきましては、保護者や地域の方々との懇談会や説明会を開催し、説明協議を重ね、保護者や地域の方々の理解を得ながら今後も進めていく考えであります。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 消防広域化の問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、消防広域化の現状でございますが、先ほど議員ご発言のとおり、平成20年3月に茨城県消防広域化推進計画が策定され、県内にある26消防本部を県北・県央・鹿行・県南・県西の5ブロックに集約することになり、さらに県内一本化での広域化も視野に入れたものとなっております。県北は当市と日立市・北茨城・常陸太宮・高萩市と大子町の6消防本部が1つに集約され、管轄人口約41万5,000人、管轄面積1,653平方キロメートルということになります。7月に県より消防広域化推進計画の説明があり、広域化に向け、現在、県北ブロック広域化対象消防本部で研究会設置に向け協議をしております。

次に、広域化によることによって諸問題があるのではないかというご質問でございますが、消防活動に取りかかる体制の強化、消防署の配置や管轄区域の適正化で到着時間の短縮、あるいは現場で活動する消防隊員の増強、消防体制の基盤の強化、職員の能力の向上など、市民の生命と貴重な財産を守る観点から、消防広域化は消防本部の対応力が向上するものと思っております。

また、消防広域化につきまして、職員の周知についてというご質問がございましたが、所属長を通しまして関係資料を提示し、回覧、あるいは掲示を行い周知しているところでございます。なお、現在、消防職員は87名でありまして、充足率は60.83%でございます。

以上です。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 水道関係のご質問にお答えいたします。

まず、平均水量は、単純に給水水量を給水人口で割ったものが一人一月当たり平均 9.2 立米、8 立米以下のみを見た場合は、口径 13 ミリで一人一月 5 立米、20 ミリの場合が一人一月 5.5 立米となっております。また、基本水量を下回る世帯の件数ということですが、これは世帯数ということではなく水道メーターの件数でお答えしたいと思います。この中には倉庫や事務所のみの場合も含まれておりますのでご了承願いたいと思います。まず、口径 13 ミリが 9,974 件のうち 3,420 件、34.3%、口径 20 ミリが 7,814 件のうち 1,009 件で 12.9% あります。

次に、高齢者世帯に対する減額制度についてありますが、水道事業は独立採算制を基本に使用者から応分の負担をしていただき事業運営を行っております。現在、当市の料金体系は、口径別従量制、基本水量制を採用しており、多くの自治体でもこの方法を取り入れております。基本水量制については、基本水量を設定しその水量の範囲内で一定額の料金、すなわち基本料金を負担していただいております。なお、基本水量を超えた分については使用水量に応じた超過料金を負担していただいております。これらの料金を使用者の皆様から水道料金としていただき、それを財源として水道施設の維持管理及び借入金の支払い利息などの費用に充てております。また、使用者から見て、料金は公平でなければなりません。これらのことから、水道事業における高齢者に対する減額制度は考えておりません。

以上です。

議長（高木将君） 26 番宇野隆子君。

〔26 番 宇野隆子君登壇〕

26 番（宇野隆子君） 2 回目の質問を行います。

最初に後期高齢者医療制度ですけれども、その中で、毎年国が 2,200 億円削減すると、このことについてどう思うかというようなことで質問させていただきましたけれども、地方 6 団体を通して財源確保について努めたいというようなことでありますので、ぜひそういうことでご努力をお願いしたいと思います。全くもって、こういう社会保障を削減してその上で公共事業の無駄遣い、あるいは防衛費の無駄遣い等々、そういうことをきちんと削りさえすれば、こういう社会保障の削減などはしないで済むわけです。そういうこともあわせてぜひ市長に頑張ってくださいと思います。

農業問題ですけれども、市長のご答弁、それぞれもったもなことだと思ひまして伺っております。当市の米ですけれども、平成 17 年度と 18 年度を比較して 3 億 6,000 万円の減になっている。これは生産者の懐ももちろん減でありますし、経済的影響も非常に大きいということです。ただ、私が気になったのは幾つかあったんですけれども、国の農政に対して、今、輸入をしながら、これはミニマム・アクセス米ですけれども、そこへもってきて生産調整をというか、減反を押しつけていると、やっぱりそこに大きな問題があると思うんです。自給率 39% ということ、これを回復させるためには、相当の農政の転換がなければ達成できないというふうに思う

わけです。ここのところは少し市長の考えとちょっと違っていたかなど。やはり原因は、これまでの危機的状況に陥ったのは、米をつくるなど、そして米を輸入したというところから来ているわけです。やはりそういうことをやめさせて、つくりたい人にはどんどんつくってもらおうということが私はこれからの農業をしっかり守っていくために、価格保障等々、担い手問題もありますけれども、そういうことも含めて、まず、つくれる人にはつくってもらって、農業をきちんと基幹産業として国が位置づけると、そういうことが大事ではないかと思えます。

この荒廃地ですけれども、その奨励金制度ということで提案いたしましたけれども、先ほどいろいろと検討課題について挙げられましたが、最後に創設については検討していきたいということですので、先ほどは長野市の実践例を挙げましたけれども、ぜひ研究してほしいと、このように要望をしておきたいと思えます。

2点目の介護保険制度の改善ということで、来年度の見直しについて今取り組み中だと思えますけれども、保険料については、基金5億3,000万円あるということで先ほど述べましたけれども、基金を使って抑制を図っていききたいということですので、保険料については被保険者に負担をかけないような方向で、基金の取り崩しの中で保険料設定を行ってほしいと思えます。

それから、厚労省の通達に基づいた利用者への介護サービスですけれども、先ほど私申し上げましたように、ご家族から相談されたということが実際あるわけです。ケアマネジャーさんや介護を受ける方等々と話し合いましたけれども、実際こういう問題が起きているということは、協議会で説明をしていく、指導をしていく云々と言っておられますけれども、やはりそこが弱いと思うんです。しっかりと担当部も認識の上、供給を抑制するようなことがないように、その辺はしっかりと指導を進めてほしいと思えます。

地球温暖化の問題ですけれども、非常にこれは大事なそして本当に緊迫感・切迫感を持って真剣に取り組まなければならない問題だと思えます。担当課でもこれは大変だと思えるんですけれども、この環境基本計画等策定委員会11名、団体・個人で組織されて、執行部では部長だけがそこに委員として入っておられますから、部長の責任は非常に大きいわけです。イニシアチブを持ってしっかりとした策定ができるように、その気構えをひとつお聞かせいただければと思います。

それから、ヒートポンプ式の自販機の取り扱いですけれども、AEDとの関係で今後も申し込みがあれば受け付けていきたいということですが、どういう計画になっているのか、自販機を公共施設に幾つつけるつもりでいるのか、そういったことが明確になっておりませんので、この申し込みがあれば受け付けたい、どこまでやるのかですね、この件、きちんと計画を立てていただきたいと思うんですが、そのことについてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、プラスチックごみの収集、取り扱いですけれども、15分別しているのですが、これ以上住民に負担をかけさせたくないというような話でしたけれども、地球温暖化防止ということで、プラスチック、今一番多いわけですから、これを分別するというのは、きちんと市民に理解してもらおうということは、まず大事だと思うんです。そして、負担をかけさせたくない、これはお金のことを言っているのかもしれないけれども、それであればですね、リサイクルできる袋は無料でもやはり配布していくと、そのぐらいの気構えで取り組まなければ、本来の地球温暖化

防止対策の対応が進まないと思うわけです。ですから、長期的に見ればこういう無料で配布してもそれだけの効果が得られるわけですから、この問題については再度検討していただきたいと思いをします。

生ごみの堆肥化は結構なことですので、ぜひ進めてほしいと思います。

学校統廃合の問題ですけれども、幾ら伺っておりますけれども、教育長のご答弁は、やはり統廃合は推進するんだということなんですね。文部省の小規模校に対する通達のお話もいたしましたけれども、本当にその地域に学校がなくなったらどうなるのかと、学校という存在がどうなのかと、小規模だからなくしまっていていいのかと、小規模だからそのままでもいいのかと。学校をその地域で存続させるためにも、少子化対策をしっかりとさせていかなければならないし、若者の定住ということも言われておりますけれども、そういった問題も含めてその地域が過疎化にならないように、この学校の存在というのは大きいわけですね。統廃合の計画も本市でも行われておりますけれども、まず、学校の存在というのをしっかりと受けとめていただいて、やはり教育的・物理的観点からも、保護者等々にはこう言ったら何ですけれども、こちらの統廃合を進める上での説明会ではなくて、合意を得るための説明会ということで、小規模校そのものも大事にしながら、財源だけ考えたら本当にどこの学校もなくなってしまいますよね。そういうことじゃなくて、もっと教育的立場から考えて、統廃合問題についてはしっかりと当たってほしいと。原風景がなくなるというのは本当に寂しいことでもありますので、このことについてもう一度教育長さんからご答弁いただきたいと思いをします。

消防の広域化の諸問題、たくさんあると思いをします。消防力100%に達していないところはどこもそうだと思うんですけれども、そこで消防職員87名充足率が60.83%と、先ほどの私の数字よりも上がってはおりますけれども、こういう状態で広域化したらどうなるのかということ、これは消防力が達成しないままですね、これはいろいろな安全問題でも非常に大きな問題が生じてくるのではないかと私は思いをします。まず、消防力をしっかりと達成させるということです。それからですよ、広域化の問題っていうのは、すべて広域化反対するわけではありませんけれども、こういった大規模な広域化が果たして私たちの安全・安心のためにいいのかどうかということについて、もう一度消防長にご答弁お願いしたいと思いをします。

水道の基本料金ですけれども、基本水量に満たない高齢者世帯の方の基本水量をもっと引き下げる、あるいは逡増方式ですね、こういったこともあるでしょうというお話をしましたけれども、水道事業というのは、常陸太田市が経営する公営企業ですよ。公営企業はやっぱり住民の福祉の増進を目的に営まれて、特に企業としての経済性を発揮する必要があると思いをします。しかし、企業と名がついても利益を主たる目的とする民間企業とは違うわけです。だからこの違いを明確にとらえて、今、高齢者の方々が節水に努力しているというところでは、ぜひ企業会計だからということではなくて……。

議長（高木将君） 発言者に申し上げます。制限時間終了1分前になりました。

26番（宇野隆子君） はい。

こうした違いをとらえて、高齢者の方々への減額をできるような対策をぜひ講じてほしいと思

いますけれどもいかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係3点の再度の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の計画を作成する中での部署の心構えというご質問でございますけれども、昨日までこの質問についてたくさん受けました。市のこの協議計画を作成するスタンスでございますけれども、1番目として常陸太田市らしさ、非常に常陸太田市は広く、森林面積が50%以上、そして広大な農地を有する特徴のある土地でございますので、そういう意味ではこの温暖化防止対策についても常陸太田市らしさを出していきたいと、そういうふうに思っております。

特に、この中で昨日も質問がありましたけれども、いろいろな選択肢ございます。その中でコンサルタントに委託してコンサルタントが作文したものを委員がいろいろ検討するというふうな手法をとっておりますけれども、常陸太田市については、すべて事務局と市民の委員11名ですべての作文をし、その中で検討するというような手法をとっております。そういう意味では昨年資料を収集してその中で分析をしてという形になっております。現在、委員の皆さんに事務局が示したものについて、指針に基づいて作文をしてもらっております。そういう意味では、分厚い計画書にはならないと思いますが、常陸太田市らしさのある特徴のある計画書ができるだろうというふうに信じて頑張ってもらいたいと思います。

2点目の自動販売機についてでございますけれども、公共施設の利用者の利便のために設置されているものでございまして、質問のあったことについては、各課協議の上検討していきたいと思っております。

3点目の生ごみの処理についての再質問でございますけれども、特に部長となって感じておりますのは、市街地の集合住宅に住んでおられる方々のごみ処理が非常に気になっております。というのは、どうしても集合住宅でありますので、段ボールとかペットボトルとか瓶とか、ストックする場所がないということで、燃えるごみで出すという割合が非常に高く、全体的なごみ処理についての方法について検討していかなければならないと思っております。その中で当然プラスチックごみについても検討する余地は十分あると思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校統廃合問題について再度のご質問にお答えをいたします。

学校の地域での存在感、果たす役割等についてのご質問ございました。学校と申しますのは、地域の人たちにとってかけがえのない場であり、また、懐かしいそれぞれの思い出の詰まった場所であり、心の安らぐ場であり、また、地域の人たちにとっては、子供たちの歓声が聞こえるだけで元気を与えてくれる場であり、文化の拠点でもあるという、そういう学校の果たす役割、地域あるいは地域住民における果たす役割については十分承知をしております。しかし、何回か話

をしておりますように、学校での最大の特色は、集団で子供たち同士の触れ合い、それが将来の成長に向けて極めて大切であるということで、先ほども申し上げましたように、県の指針に示されているような小学校12学級以上に持っていくというつもりは毛頭ございません。本市の地域の広さ、あるいは地形、さらには児童生徒の負担、それから、地域での学校の役割、そういうものを十分考えた中で本市の統合についての考え方を今進めているところでございます。

ただ、実態として、昨日も申し上げましたが、統合で2校減りまして17校になりましたが、それでも17のうち12校についてはいまだに単学級の学校規模でございます。そして、今年度につきましても一番少ない小学校で全校児童数が42名、それから、次が57名、64名、78名、96名と、100名以下の学校が5校、現在もでございます。これが、平成25年、5年後になりますと、今のままでいけば、一番小さい学校は1年から6年、合わせて25名、40名台の学校が2つ、50名台学校が2つ、60名、そして70名と各1つと、100名以下の学校が11校になってしまう状況にあります。

さらに、現在、学級の人数で申し上げるならば、1けたの学校につきましても6校、学級数合わせて13の学級があるわけでございますが、これが5年後になりますとさらに2校増えて、学級数は27学級になってしまうという見込みがございます。こういう状況から、私たちといたしましても統合の話をせざるを得ない状況にあるということでご理解をいただけるかと思っております。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 2回目のご質問にお答えいたします。

充足率関係のご質問でございますが、各本部とも議員さんおっしゃるとおり充足率に達しておりませんが、各本部とも各ブロックごとに一体化することによりまして、より一層の協力体制が図られるものと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 再度のご質問にお答えいたします。

今後、水道の事業統合を進めていく中で、料金の見直し、統合に合わせ、料金体系についても検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問をいたします。時間が1分ということなので、一番私は言いたいことは、いろいろ地球温暖化の問題、農業の問題ありますけれども、先ほど後期高齢者の問題で、国が6月12日に軽減策を出しましたけれども、当市の場合も所得割・均等割で先ほど数字を出していただきましたら3.67%にすぎないわけです。大体県後期高齢者医療広域連合では3.4%にすぎないと。大体そのために……。

議長（高木将君） 制限時間がまいりましたので終了願います。

26番（宇野隆子君） はい。8億円も使っているというのは問題だということで、時間ですので終わりにいたします。

議長（高木将君） 以上で一般質問を終結いたします。